

# インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先（東村山税務署）まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

## 2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年7月20日（水） 14時00分～15時00分	東村山法人会館3階会議室 東村山市本町1丁目23-6 ☎042-394-7654	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811（代表） （内線313）
令和4年8月24日（水） 14時00分～15時00分	東村山法人会館3階会議室 東村山市本町1丁目23-6 ☎042-394-7654	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811（代表） （内線313）
令和4年9月21日（水） 14時00分～15時00分	東村山法人会館3階会議室 東村山市本町1丁目23-6 ☎042-394-7654	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811（代表） （内線313）
令和4年10月19日（水） 14時00分～15時00分	東村山法人会館3階会議室 東村山市本町1丁目23-6 ☎042-394-7654	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 ☎042-394-6811（代表） （内線313）

- 会場には駐車スペースはわずかしかありません。御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

